



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 名古屋 銀行
代表者名 取締役頭取 藤原 一 朗
(コード番号：8522 東証・名証第一部)
問合せ先 経営企画部長 南出 政雄
(T E L. 052-951-5911)

再開発事業に伴う固定資産の権利変換による特別損益の発生について

当行は、八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業（事業者 八重洲二丁目北地区市街地再開発組合）の施行に伴い、当行所有の旧東京支店土地・建物と新築ビル物件の一部（土地持分を含む）との間で権利変換に関する措置が講じられ、これにより特別損益が発生することになりましたのでお知らせいたします。

記

1. 権利変換の理由

上記のとおり、八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、当行所有の土地・建物と新築ビル物件の一部との間で権利変換を行うものです。

2. 権利変換する資産の内容

【変換前資産の内容】

資産の内容および所在地	帳簿価額	評価額	現況
土地および建物 東京都中央区八重洲二丁目 2 番 18 号	1,629 百万円	5,768 百万円	店舗、事務所、 駐車場

【変換後資産の内容】

資産の内容および所在地	権利変換後の価額	現況
土地および建物 東京都中央区八重洲二丁目（以下未定）	5,768 百万円(注)	—

(注) 帳簿価額は、圧縮記帳により従前の帳簿価額（1,629 百万円）を引き継ぐ。

4. 権利変換に関する日程

平成 30 年 1 月 5 日 権利変換計画認可（東京都知事認可）

平成 30 年 1 月 19 日 権利変換期日

5. 今後の見通し

当行の平成 30 年 3 月期の連結財務諸表および財務諸表において、固定資産権利変換益 4,138 百万円を特別利益に、固定資産圧縮損 4,138 百万円を特別損失にそれぞれ計上する予定です。

なお、平成 30 年 5 月 1 日に開示いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」から変更はございません。

以 上